

# 観光地域づくり法人(DMO)の登録制度 新規登録申請に係る説明会 2026年6月

ご発言時以外、マイク・カメラはオフにしてご参加ください。

1. 観光地域づくり法人（DMO）とは
2. 制度概要
3. 登録要件、申請様式
4. ご留意いただきたいこと
5. 申請スケジュール
6. 質疑応答

# 観光地域づくり法人（DMO）とは

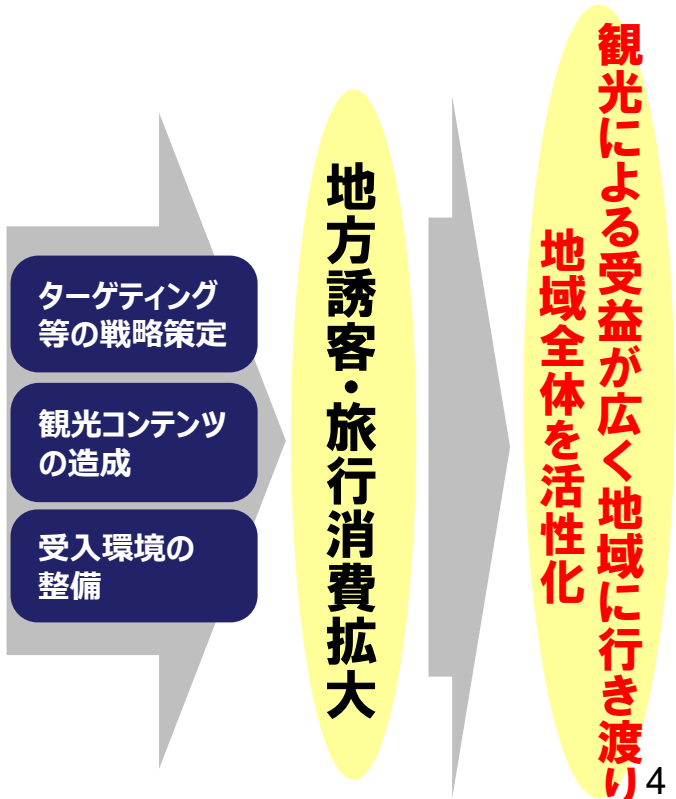
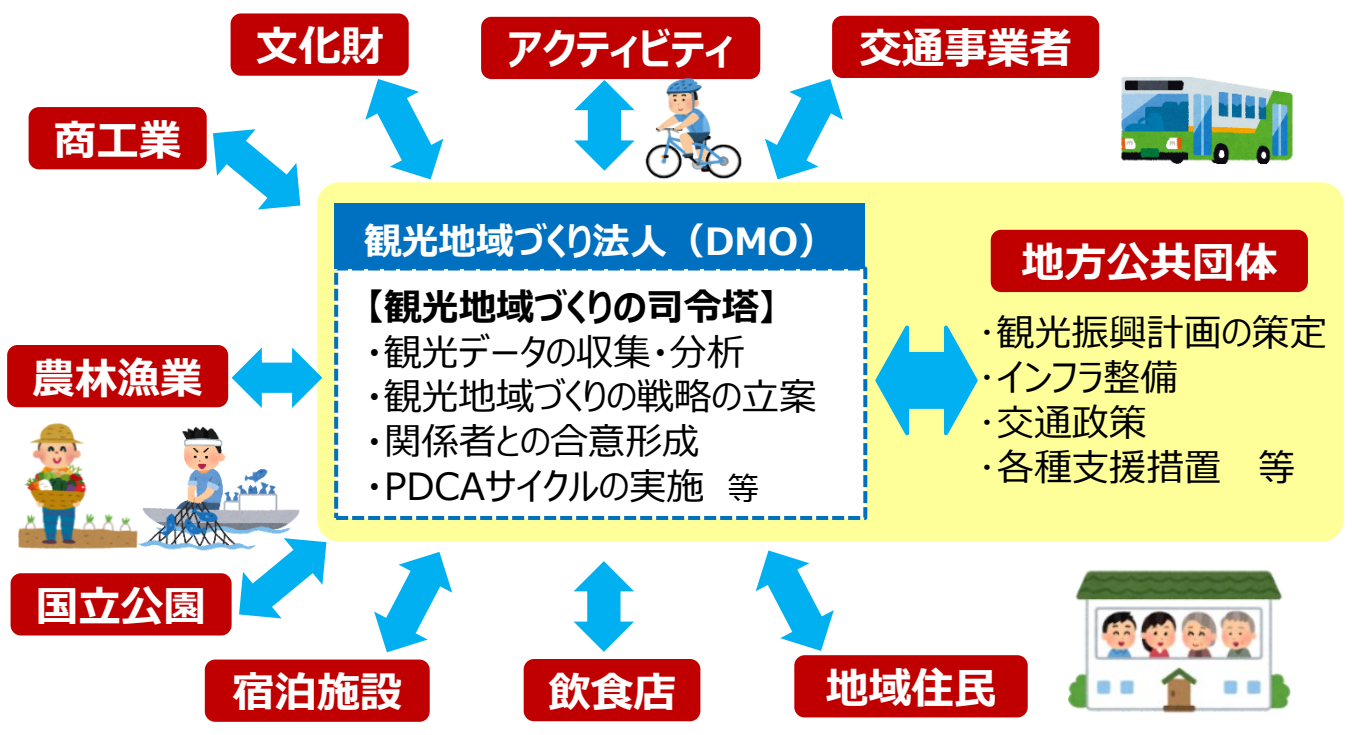
# DMOを中心とした観光地域づくり

- 2030年までにインバウンド旅行者数6千万人、消費額15兆円の目標達成のため、**地方誘客及び旅行消費拡大を持続可能な形で推進。**
- 地方の観光地をより魅力的にし、地方誘客を促進していくうえで、**DMOが果たす役割は大きい。**

## 観光地域づくり法人 (DMO: Destination Management/Marketing Organization)

地域の多様な関係者と協働し、科学的アプローチを取り入れた**観光地域づくりの司令塔**となる法人

DMOを中心に、地域の関係者が主体的に参画した体制を構築



# 観光地域づくりにおける重要な要素

(○ : 重要な要素、 × : 誤った認識)

## 関係者の合意形成

- **地域住民の理解**
- **多様な関係者の参画**
- **戦略の策定**
- × 一部の関係者のみでの合意形成

## メリットの地域還流

- **地域住民のメリット享受、地域産品等の仕入れ**
- **地域内周遊**
- × 特定事業者に過度に利益が集中する構造

## 旅行者目線

- **デジタル技術を活用**
- **データに基づく市場目線の発想**
- × 長年の勘に頼った経営判断
- × 地域側の押し売り・思い込み

# DMOを中心とした観光地域づくり

## 適切な価格設定

- **価値に見合った値付け、マネタイズ（収益化）**
- **付加価値の向上、新たな投資・人材育成の促進**
- × 薄利多売の手法

## 消費を促す工夫

- **地域資源をフル活用した体験消費・コト消費の創出**
- **民間視点の積極的活用**
- × 自治体から委託されたイベント事業など収益性の低い事業に特化

観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、

**地域の「稼ぐ力」を引き出す**とともに、

地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った

**観光地域づくりの司令塔**として、**多様な関係者と協働**しながら、

明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための

**戦略を策定し、着実に遂行する機能**を備えた法人である。

出典：観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン（R7.3.25改定 観光庁長官通知）

# 制度概要

- 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に規定する**登録要件の全てを満たす法人**について、**観光庁が登録**を行う。
- 登録DMOには、観光立国推進基本計画の基本的な方針に沿い、観光地域づくりの司令塔としての機能を発揮していただく。

## 審査対象

- ✓ **自治体と連携**して観光地域づくりを担う法人
- ✓ 当該法人として、**登録申請までに少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の活動実績※を有する**法人。
  - ※ 観光地経営戦略に基づいた取組を行い、KPIの達成状況や計画の実施状況等を分析・評価し、関係者へ共有するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う等のPDCAを回した実績

## 更新登録

- ✓ **登録の有効期間は3年間**。
- ✓ 切れ目なく継続して登録を受けようとする法人は、**登録の有効期間中に更新登録申請を行う必要**がある。

## 申請受付

- ✓ **年1回**

# 登録制度に関するガイドライン

- 地域に真に必要とされ、持続可能な観光地域づくりを戦略的に実践する**質の高いDMOの形成を目的**とし、**登録DMOに求める機能・役割や取組等**を示すもの。
- オーバーツーリズムの未然防止・抑制対策を講じながら、地方誘客を持続可能な形で進める必要性がある状況において、DMOが果たすべき役割は極めて大きく、これまで以上にその機能を発揮することが求められる。
- **DMOによる観光地経営の高度化**のため、有識者会議の意見を踏まえ、2025年3月に改正（同年10月より施行）。

主な改正点	内容
観光地経営の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>マーケティングに加え、地域マネジメントも含む戦略</b>の策定及び、同戦略に基づくPDCAの実施</li> <li>○ 科学的アプローチを徹底するため、<b>必須指標としてのKGI及びKPIを見直し</b>（外部マネジメント指標の見直し、内部マネジメント指標の導入）</li> </ul>
組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガバナンスを強化するため、意思決定における<b>公正性や透明性の確保と多様な関係者に対する説明責任</b>を求める</li> <li>○ <b>常勤職員3名以上</b>の配置</li> <li>○ <b>研修の受講</b>を義務化</li> </ul>
安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ KPIとして<b>安定財源確保率</b>を設定し、<b>補助金等に過度に依存しない観光地経営</b>を推進</li> <li>○ 各事業や施策等を実行するために必要な予算の調達の見通しを示す<b>財源計画の策定</b></li> </ul>

登録の更新制（3年毎）を通じ、登録後もDMOの適正な運営を確保

# 登録区分

- 戦略に応じて様々な単位のマネジメント区域が想定されることから、以下の3区分を設置。
- マネジメント区域が重複するエリアにおいては、**登録区分ごとの役割分担を明確にした上で連携し、相乗効果や全体最適化を図りながら取組を行う**等の調整が重要。

広域連携DMO	地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
都道府県DMO	単一都道府県の全域を対象とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織
地域DMO	単一市区町村の区域並びに複数市区町村にまたがる区域を一体とした観光地域において、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

**350法人が登録 (2026年4月現在)** ※「登録DMO」：326法人、「候補DMO」：24法人

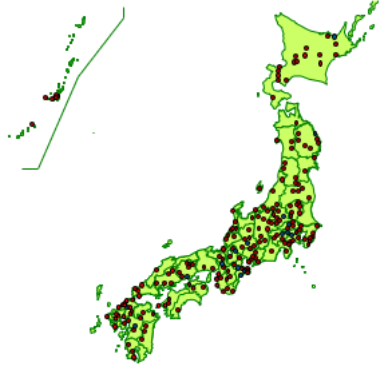
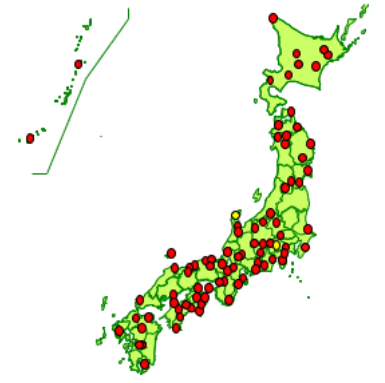
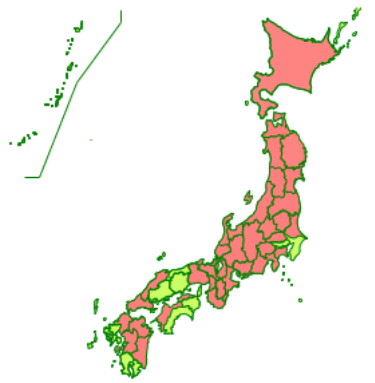
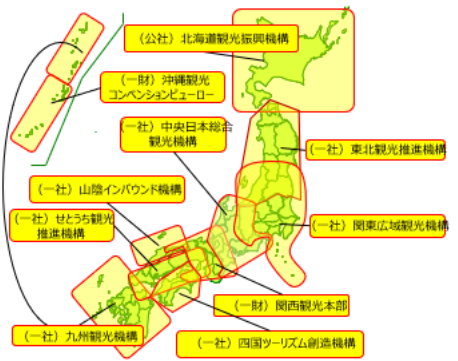
広域連携DMO 10法人

都道府県DMO 38法人

<地域DMO>

旧地域連携DMO 83法人

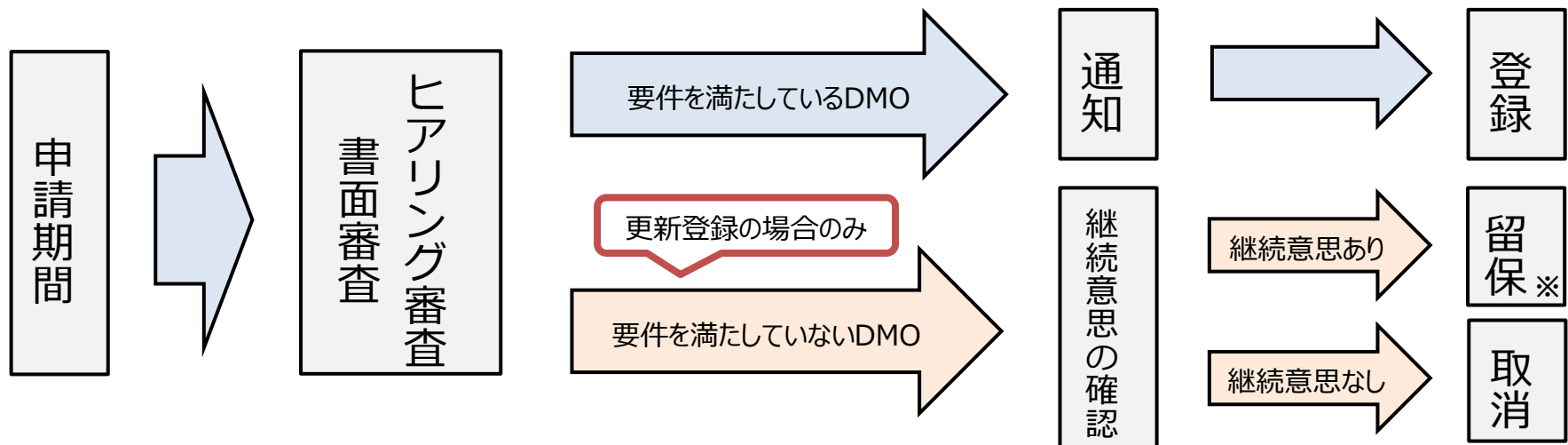
地域DMO 221法人



※北海道、沖縄県は広域連携DMO及び都道府県DMOを兼ねます。

# 審査フロー

	審査の観点	備考
書面審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式的要件の項目の適格性</li> <li>定量的な評価が必要な項目の適格性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者である法人が申請前に行った、少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の実績を審査対象とする。</li> </ul>
ヒアリング審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>定性的な項目に係る適格性</li> <li>総合的評価を踏まえた登録・更新の可否の度合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類から読み取れない部分を多面的に審査。</li> <li>必要に応じて、外部専門家による評価を参考にする。</li> </ul>



※ 1年のみ取消を留保。令和9年度以降の更新登録の審査において適用（旧ガイドラインに基づく審査においては適用しない）

# 登録要件、申請様式

○ 以下の5つの観点で登録要件を規定。

1. 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析
2. 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善
3. 多様な関係者との体制構築
4. 観光地域づくり法人の組織の確立
5. 安定的な運営資金の確保

## (1) 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析

観光地経営戦略の策定  
成果の分析及び評価と見直し事項の整理

各種データ等の収集及び分析、KGI及びKPIの設定  
データの収集及び分析、評価の報告

## (2) 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善

戦略に基づく短期（1年間）を対象とした  
事業計画書の作成

観光客に対する地域一体となって戦略に基づく  
一元的な情報発信やプロモーションの実施

観光資源の磨き上げ、地域の「売り」となる観光資源を活用した商品の開発や販売、  
地域が観光客に提供するサービスの品質管理、向上、評価をする仕組みや体制の構築

## (3) 多様な関係者との体制構築

観光地経営戦略の策定等の  
合意形成において、  
観光地域づくり法人が  
中心的な役割を担っている

いずれかに該当すること

取締役、理事等DMOの意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、  
農林漁業交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画

DMOが主導して行政や関係団体をメンバーとする  
ワーキンググループ等の委員会等を設置

合意形成の仕組みの中に、  
①地域が「売り」とする観光資源の関係者  
②宿泊事業者 ③交通事業者  
④行政の全てが参画している

地域DMOのみ

地域住民をはじめとするマネジメント区域  
の多様な関係者に対し、観光地経営戦  
略等を共有し、意見収集や反映を図る

合意形成の仕組みの場  
(意思決定機関)  
での議事内容を公表

## (4) DMOの組織の確立

※赤字は、3年毎の更新登録時までに必要な要件

法人格の取得	意思決定機関 (合意形成の仕組み) の設置	最終的な責任者の明確化	データ分析に基づいた マーケティングに関する 責任者 (CMO) の配置
運営収支や安定的な 運営資金の確保に関する 財務責任者 (CFO) の配置	3名以上の常勤職員 の配置	DMO職員の満足度調査 の実施 データの収集及び分析、 評価の報告	基礎的な研修の受講

## (5) 安定的な運営資金の確保

DMOが自律的かつ継続的に活動するための安定的な運営資金の確保

(例) 自主財源 (特定財源 (地方税 (宿泊税、入湯税等) を原資とした地方自治体からの資金、受益者分担金、受益者負担金)、  
地方自治体からの受託事業に係る収益、会費、具体的な用途が決まっていない、  
又は観光地経営戦略の対象期間に渡り行政からの支出が確定している交付金や負担金、収益事業) 等

財源計画の策定  
分析、評価及び計画の見直し

安定財源確保率の設定と評価  
データの収集及び分析、評価の報告

# 登録・更新登録要件として求めるKGIとKPIの整理

水色マーカー・・・更新時の登録要件に追加となるKGIで少なくとも3年に1回の計測が必須  
 黄色マーカー・・・更新時の登録要件に追加となるKPIで、毎年度の計測が必須

	マーケティング (対旅行市場)	マネジメント (対地域 (マネジメント区域) )
マネジメント区域 全体の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅行消費額(*1)</li> <li>○ 延べ宿泊者数</li> <li>○ 来訪者満足度</li> <li>○ 1人あたり旅行消費額</li> <li>○ 来訪者の平準化率(*3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済波及効果(*1) (*2)</li> <li>○ 観光従事者の平均給与額(*3)</li> <li>○ 住民の持続可能な観光に対する満足度(*3) (*4)</li> </ul>
DMOの成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実行計画を踏まえ、DMO自らが選択し設定するKPI (1つ以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実行計画を踏まえ、DMO自らが選択し設定するKPI (1つ以上)</li> </ul>

- (\*1)KGIである。
- (\*2)更新時においてのみ最新の結果と新たな数値目標を求める。
- (\*3)広域連携DMOは必須ではない。
- (\*4)都道府県DMOは必須ではない。

※DMOの内部マネジメントに関するKPIとして、職員の満足度・安定財源確保率の設定を求める。

# 様式一覧

- 各種申請・報告ごとに、必要な様式及び提出時期が異なるのでご注意ください。
- 申請・報告済の内容に変更が生じた場合は、随時再提出が必要です。

No.	様式名	形式	提出時期				観光庁 WEB 公表
			新規登録	更新登録 (3年ごと)	自己点検 (毎年度)※1	随時	
鑑文	1 観光地域づくり法人 登録申請書	Word	○	-	-	-	-
	2 観光地域づくり法人 更新登録申請書	Word	-	○	-	-	-
	3 観光地域づくり法人 登録内容変更申請書	Word	-	-	-	○	-
	4 観光地域づくり法人 登録取消申請書	Word	-	-	-	○	-
形成・ 確立計画	5 法人概要	Excel	○	○	○	(必要時)	○
	6-1 観光地経営戦略【観光庁指定様式】※2 (実行計画はDMO独自様式)	Excel / DMO 独自様式	○	○	○	(必要時)	○
	6-2 財源計画	Excel	○	○	○	(必要時)	○
	7-1 事業計画書	DMO 独自様式	○	○	○	(必要時)	-
	7-2 事業報告書	DMO 独自様式	○	○	○	(必要時)	-
	7-3 登録要件充足確認書	Excel	○	○	○	(必要時)	-
	8 プロフィール	Excel	○	○	○	(必要時)	○

※1 自己点検に係る様式の提出は、毎事業年度終了後4か月以内です。(ガイドライン p.16 参照)

※2 観光地経営戦略【DMO独自様式】がある場合は任意でご提出ください。

**ご留意いただきたいこと**

## 1. 審査対象となる法人

申請者である法人が、申請前（※）に行った少なくとも12ヶ月（原則として1事業年度）分の活動実績を有することを求めます。**申請者である法人とは別の組織体が行った活動実績は換算しません。**

※申請前 = 申請書記入日の前日まで

## 2. マネジメント・マーケティング区域

**単一市区町村をマネジメント・マーケティング区域とする地域DMOとしての登録申請については、当該自治体と連携した別の法人が登録を受けている場合、同一区域を対象とした登録申請はお受けできかねます。**

### 3. 多様な関係者との合意形成

「多様な関係者との合意形成」の仕組みに、①地域が売りとする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政の全てを含める必要があります。意見集約による代替は認めません。

### 4. 関係者に対する説明責任

地域住民をはじめとするマネジメント区域の多様な関係者に対し、DMO自らの活動の意義、取組内容及び成果、KPIの達成状況、地域経済や社会変化の分析結果等に関する資料を作成し、説明し共有する必要があります。

## 5. KPIの計測方法

戦略や計画の策定、またそれらに基づく取組を着実に遂行するための指標がKPIであることに照らし、計測方法をご検討ください。

※計測方法に疑義がある例：調査対象が限定的、局地的である等

## 6. 3年ごとの更新登録

登録の有効期間は3年間です。継続して登録を受けたい場合は、有効期間中に更新登録の申請を行う必要があります。また、更新登録に際しては、追加となる要件があります。

## 7. その他

**申請内容の事前確認は、公平性の観点からお受けしません。**ガイドラインや制度に関するご不明点等は、観光庁もしくは運輸局までお問い合わせください。

# 申請スケジュール

受付締切	…令和8年7月31日（金）17時
書類審査	…令和8年6月中旬～
ヒアリング審査	…令和8年9月～
通 知	…令和9年3月下旬
登 録	…令和9年4月1日（木）

※審査の状況によって、上記スケジュールが前後する可能性があります。

※申請に関する詳細情報は、観光庁ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04\\_00060.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo04_00060.html)



# 質疑応答

問：審査対象となるには、「観光地経営戦略に基づいた取組を行った実績が必要」とのことだが、観光地経営戦略を策定し、1事業年度を経過してからでないで審査の対象とならないということか。

問：常勤職員3名の考え方について、FAQによると、DMO機能に係る活動（マネジメント、マーケティング）に従事していないと判断される場合、登録要件の常勤職員としてみなさないとのことだが、審査においてはどのように確認するのか。